

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

「多様性の果実」示す目利きに／辻 陽明	1
松方理事長対談シリーズ(1) 公益法人制度改革と助成財団	2
Report 21 新たな非営利法人に関する課税 及び寄附金税制についての基本的考え方	7
道を拓く：みずほ国際交流奨学財団・ 前専務理事山本盛明氏に聞く	9
資産総額と年間助成額上位100財団	10
インフォメーション／編集後記	12

私は最近、新聞社内で新種の「非営利セクター記者」になりつつある。

社会を構成する組織は、政府と企業と民間の非営利セクターの三つに分けられるといわれる。その非営利セクターの代表格の公益法人やNPO法人(特定非営利活動法人)について、従来のように福祉や国際援助など活動分野別に取り上げるのではなく、法人に共通する課題を記事にすることが多いからである。

もとは経済部の記者。旧大蔵、通産省、経団連などの記者クラブを担当し、自己革新できない政府と企業の行き詰まりを目の当たりにした。一方、行政改革や社会保障、環境問題などのニュースを現場取材から掘り起こす「遊軍」も長く、そのとき出会った市民のグループが足元の課題を自ら解決しようと模索する姿に目を見張った。

そんな経験から、日本の未来を切り拓く鍵を握るのは政府や企業よりも、むしろ非営利セクターではないか、と感じたのである。

だから、非営利セクターの制度の基本を改める政府の公益法人制度改革を追い、昨年は同僚とともに非営利セクターの実態と課題を探る「NPOが変える」を長期連載した。

連載の取材では助成財団から情報を得ることが多かった。たとえば、連載の最初に、薬物依存症のリハビリ施設を運営するNPO法人「アジア太平洋地域アディクション研究所」(略称アパリ)を紹介した。この話は活動を支援する三菱財団から聞いた。

かつて研究助成や奨学金が主流であった助成財団も、社会問題に取り組むNPO法人など

「多様性の果実」示す

目利きに

朝日新聞編集委員
辻 陽明



を支援する例が増えている。昨年はトヨタやキリン福祉など5財団が障害者福祉の組織に資金を出す共同助成も初めて実現した。

「非営利セクターは創意豊かで、ある程度特異な団体が乱立するような創造的カオス(混沌状態)でなければならない。そうでないと、非営利セクターならではの独自性がなくなり、政府の付録ようになってしまう」

英オックスフォード大で教鞭をとったラルフ・ダーレンドルフ氏はかつて来日した際の講演でこう語った。

私なりに解釈すると、多様性のある社会は自然界と同じで強く、活力があり、その多様性をもたらすのが非営利セクターである。怪しげな団体が紛れ込むのは「多様性のコスト」と考えるべきであり、排除しようと規制を強めると肝心の多様性が失われてしまう。

さまざまな団体が自由に設立され、自由に活動する。詐欺まがいや脱税など違法行為をする団体は摘発され、税金をむだ遣いする天下り先は行革で排除されればいい。

では、無数にある団体のどれが社会の変革を担い得るのか。個人や企業が寄付をし、メディアが報道する価値のある団体はどこか。それを判断し、支援する「目利き」こそが助成財団の大きな役割だと思う。

助成財団が非営利セクターの「多様性の果実」を世の中に具体的に示し、それによって「創造的カオス」のすばらしさが多くの人々に理解され、支持されることを願う。

松方理事長対談シリーズ(1)

『公益法人制度改革と助成財団』

本号より、助成財団センター松方康理事長と各界有識者との対談シリーズを掲載いたします。第1回は、助成財団にとって今、最も関心がある「公益法人制度改革」をテーマに、この問題に民間非営利活動の推進の立場から積極的に論陣を張っておられる、さわやか福祉財団理事長堀田力氏をお招きし、お話をうかがった。



(財)助成財団センター
まつかた こう 理事長



(財)さわやか福祉財団
ほった りき 理事長

はじめに

松方：本日は大変忙しい中をおいでいただきありがとうございます。私は助成財団センターの第6代理事長に推されまして、この4月に就任したばかりです。これから先生方のご助言をいただきながら運営してまいりたいと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

私は、三井住友海上火災保険に50年間勤めており、企業人として社会に貢献してまいりました。この10年間は、三井住友海上文化財団の理事長として、堀田先生にも評議員をお願いしております。

そのほか同じ系列会社の三井住友海上福祉財団の評議員、トヨタ財団の監事、森村豊明会の評議員と4つの助成財団に関係しており、最近では財団との関係が強くなっております。これからの人生は、できれば財団活動を通じて、企業と違った形で社会貢献してまいりたいと思っております。

本日は、公益法人制度改革定について積極的に取り組んでこられた先生のこれまでの活動やこれからの見通し、あるいは私どもがどのような努力をすべきなのか、などについて、先生のご意見をいただければ幸いです。

公益法人制度改革の経緯

堀田：公益法人改革は、政府の幅広い構造改革の中の1つである行政改革に関連する改革ということで、2002年3月に始まりました。改革の視点は大きく2つあって、1つは民間の活力をより引き出すため、もう1つは不祥事を起こしやすい公益法人を締め出すというものでした。最初の2年間の改革は、不祥事を締め出そうという議論のほうが優勢でした。

そのとき私は税制調査会のメンバーであり、この問題を取り扱う非営利法人課税ワーキンググループの一員でした。私

は民間活用を促進する観点から、政府の課税や規制をより少なくする方向で議論したのですが、課税強化したい、非課税(免税)の要件を厳格にしたいという財務省の意向が強く、私はひとり孤立している状態になり、課税強化色の強い案が2003年3月に決まりかけました。当時の議論は密行していたので、私は財務省に断って議論の内容を公開したところ、特にNPOが強く反対に動き、改革の動きがストップしました。その後、その年の6月から新規に再スタートすることになり、去年から今年にかけて内容がまとまってきて、この6月に税制調査会合同会議の報告書が出されたというのが、現在までの経過です。

昨年から今年にかけての新しい動きは、それまでの動きに比べれば、民間活力にも配慮したものになっています。

政府は2つの組織で作業を進めています。1つは内閣官房で、その有識者会議では、非営利法人の設立については届出制とし、その中で「第三者機関」が公益性ありと認めたものは新公益法人として認めるという2階建ての構造を発表しています。それを受けて政府税調が税制を考えたのですが、一般非営利法人については、従来の税調と基本的には同じスタンスで、原則課税を打ち出しています。これまで多くの非営利法人は原則非課税、ごく例外的に中間法人だけが課税だったのですが、全般を見れば原則非課税でした。そこが基本的には課税強化になる。ここが大きな問題です。ただ、同窓会や学会などの共益法人は、会費だけは免税にするとっております。

松方：先生の先ほどのお話では、税調メンバー時代は孤立無援で非常に風向きが悪かったようですが、最近の報告書では政府税調の風向きもずいぶん変わって、民間活力を重視しているようですが。

堀田：そうですね、総論だけ見ますと、「民間が担う公共」という概念を打ち出して、総論はそれで統一しており、以前の規制路線は総論の中からは消えているのですが、各論の実際の構造の中では、まず、一般非営利法人の原則課税というのが、従来の課税方式(原則非課税)から見れば首をかしげる点です。それから公益法人についても、法人税は、公益事業については、本来事業として行われる収益事業を含めて非課税というのが先進国の姿ですが、それはむしろ否定的な答申になっている。これも大問題です。

ただ、これまでの税調の態度に比べて拍手喝采したいのは、寄附金税制です。

新しい公益法人については、寄附する人の寄附金の所得控除、損金算入を、新公益法人に対する全ての寄附について認めようといっております。これは現行の特増(特定公益増進法人)に比べれば大進歩で、そこは高く評価するのですが、全般の構造がそういう精神(民間活用)で貫かれていない点が残念なのです。

松方：先生は民間法制・税制調査会のワーキンググループの建議書をお書きになりましたが、あれはかなり影響力があると聞いておりますが。

堀田：そうですね。税調の委員は、普通は3期行うのですが、孤立無援の私は1期でクビになった。異例の更新なしとされました。しかしそのままでは引き下がるわけにいけないので、民間法制・税制調査会というものを立ち上げて、政府の調査会に対していろいろな提言をし、建議書を発表しました。

今度の税調の議事録や石会長の記者会見を拝見しますと、この建議書は評価していただいている。その点はありがたいのですが、中身については異なるところが数々あり、まだまだ宿題が残されています。

—— 寄附金税制を優遇すること ——

松方：ところで寄附といいますが、アメリカに比べればわが国は特に個人寄附の総額が非常に少ないといわれています。税制を含む社会システムが機能していないのではないかとはいいますが、助成財団も資金的に厳しい状況にあり、これを何とか盛り上げなければと思っているのですが、この点について先生はどのようにお感じになっていますか。

堀田：日本は寄附文化がなかなか定着しないと一般にいわれていますが、アメリカとは比べものにならないのは当然だと思います。

戦後日本の社会の作り方、あるいは人々の幸せの作り方というのは、庶民が一生懸命働いて税金を納める、一方、働いた先の企業も税金を納める、その税金を使う行政ががんばって、経済力と行政サービスを充実させ、人々の生活レベルを向上させてきました。その中では、アメリカやイギリスなどのように、個人が主体的に参加するボランティア活動や民間寄附は、社会づくりに組み込まれていなかった。文化の問題ではなくて、社会構造の問題ではなかったかと思います。

それがここ10年くらい顕著に変わってきました。もはや行政が全てを仕切る、企業のほうも護送船団で利潤をあげる、ということが不可能になり、自由競争と規制撤廃という方向に変わってきました。

物の豊かさから心の豊かさへというのが一番よく状況を表していると思うのですが、美しい環境であるとかもっと温かい近所づき合いであるとか、あるいはさらに人間味のある海外支援や国内の外国人へのやさしさ、教育も勉強についていけない子どもたちもそれぞれに応じて教育していくなど、多様で柔軟な、言わば精神的な要素の強い公益を国民が求めるようになった。心が豊かになるということはそういうことだと思います。

これは行政が一番不得意なところで、行政がやれないのなら、それを行う民間公益活動を支援しなければいけない。その民間公益活動からまで税をとるのはおかしいので、これは税制上の優遇措置をつくっていかねばならない。

松方：寄附金税制の優遇について、先生がおっしゃったような考え方は、税調の内部にかなり浸透してきたということですね。

堀田：浸透してきていますね。でも国民のほうにさらに進んでいます。かつては寄附しなかった、寄附する必要がなかった人々が、今はもう随分と寄附するようになってきています。

寄附先がはっきり見えると積極的に寄附をします。今度の中越地震でも寄附金は使い切れていない。スマトラ島沖地震でも使い切れないくらい日本でも寄附が集まっている。相手の姿が見えると、寄附をする時代になってきています。

松方理事長対談シリーズ(1)

『公益法人制度改革と助成財団』

ボランティアやNPO活動もここ10年ほど随分と盛んになり、多くの国民が参加して汗を流し始めています。となると、普通ならば「ありがとう。よくやってくれる、われわれはそこまでやれないから応援しましょう」と行政がいうのが当たり前なのに、「なにを君らは勝手にやっているのか、とる税金はとるよ」とか、「怪しげに見えるものは全部規制します」というのは、あまりにも時代遅れです。

—— 官僚から民間人へ ——

松方：先生が退官して福祉に取り組まれたところというのは、今と環境が全然違っていたのではないのでしょうか。あのころはご苦労が多かったと思いますが。

堀田：そうですね。私は転換期に入っただけで、辞めました。学者、有識人、官僚を含めて、まだみんな転換期に入っているということすら認識していない。そういうときですから、民間主体なんてことは信用できない、そういう見方しかできない時代でした。

最近では、かなり正当に認識してもらって、こうして官僚の悪口を官僚に向かって真正面からいっているのですが、私のような者の話でも彼らも聞いてくれるようにはなってきましたね。

松方：先生は官出身でいらして、それにもかかわらず民間を活性化しようと社会福祉に取り組まれたのは、なにか動機があるのですか。

堀田：そうですね。やはり行政、政府が行き詰ってきているのは中にいても見えておりました。

私が若かったころ、中年だったころは、官僚にはもっともって自負心があり、みんなの幸せのために貢献しているのだというプライドをもっていました。そのかわり態度は生意気ではありましたが、誇りをもってそれをエネルギーにして仕事をしておりましたが、やはり、70年代から80年代に時代が進むにつれて、自分たちが必要とされていない分野が広がってきた。それは肌身で感じますから、そうすると志を失い、志を失うとやっぱり目先の利益を追うようになりますから、汚らしい汚職、職権乱用みたいなことが随所に出てきて、官僚組織が全体として腐り始めたという危機感をもっておりました。

社会の中で官僚の役割や行政の役割は小さくなっているということですから、その分、官が身を引いて、民に任せなければいけないですね。

松方：そのような激変する環境の中で、私ども助成財団もがらばっていかねばならないと思っているのですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

堀田：昔の高度成長期の企業は、国民が物の豊かさを求めておりましたから、物やサービスを提供する、人を雇用するという企業活動そのものが社会貢献で、国民のニーズに合致する。そのころには助成、あるいはそれ以外の社会貢献を企業が考える必要がなかった。

ところが安定成長時代にはいってくると、競争が激化し、サービスの提供即社会貢献とはいかなくなった。企業活動も税金でつくった道路や水を使い、親と社会がお金をかけて育てた人を雇用する、そうすると企業は社会に借りがあるじゃないか、それを企業活動自体で返せる社会でなくなったとすれば、やはり助成とかいろいろな形での社会貢献をすることが、企業と社会との関係で必要になるのではないかと、こういうアメリカ流、イギリス流の考え方が日本にもあてはまるようになります。

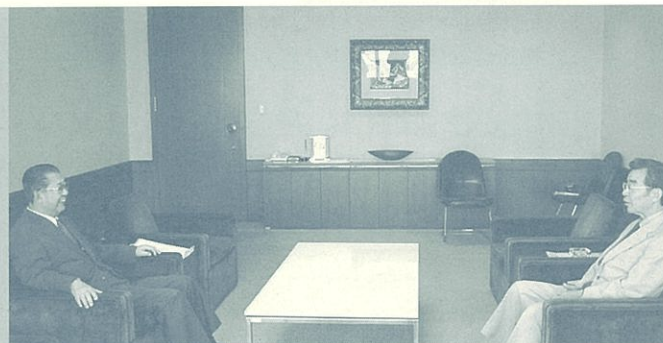
何といっても企業は資金があり、ボランティア活動、NPO活動は資金がない。そこで企業がこれらの活動を支援することは、税金を出しているのと同じ社会的な意義のある活動です。にもかかわらず、それに対してさらに税をとるなんてとんでもない話です。この点についての基本的認識をしっかりと財務省にもってもらわなければならない。今度の税調の報告書は、その点についての理解が非常に乏しい。

松方：そういうことですね。

—— 理不尽な金融収益課税 ——

堀田：金融収益の課税問題は、税調の報告書では結論を出さずに、金融資産からの利子配当等、運用利益について課税するという考え方と、課税しないという考え方を両論併記しています。

課税するという考え方は、金融業、貸付業と同じ性質の収益事業だからそれは当然課税するのだという考え方で、もう10年ほど前の税制調査会のころからそういう考え方が主張さ



れている。

松方：それは違うと思いますね。

堀田：それに対して、もう一つはこの報告書にも書いてありますが、やはり社会に有益な活動であるから政策的に課税すべきではないという考え方があります。

これは今後の課題として残されたわけですが、私に気が食わないのは、課税しないという説の書き方のトーンが弱くなっていることです。審議過程で提示された文章では、「資産運用利益は金融業、貸付業とは本質的に競合しないものであるから、課税すべきではない」と正しく書いてありました。ところが報告書で出来上がってきたものを見ると、「貸付業と競合しない」という文章がなくなってしまって、政策的に免税すべきだという考え方もあるという政策論に転換されている。

一般の営利事業と競合するから課税するというのが、非営利事業に課税する唯一の理論的根拠です。だから、競合しなければ課税してはいけない。政策的に免税する、しないの前の段階で課税してはいけないのです。そこの議論が消えてしまっている、とんでもない。

松方：それは、課税派の考え方がまだかなり強いということなのでしょうね。

堀田：これをまとめた事務局、つまり財務省の中で強いということでしょうね。だから、厳しい議論はあまり表に出したくないという姑息な手段なのでしょう。

松方：油断できないということですね。

堀田：はい、油断は全然できない。

松方：財務省はしたたかですね。

堀田：したたかですね。本質の議論をそらそうとしている。それは絶対そらしてはいけない。そこのところをしっかりと問題提起していくことが、非常に大事だと思います。

松方：政府税調のメンバーの中に、非営利法人をサポートしようというような立場の方も随分入っていらっしゃるのでしょうか。

堀田：はい。今の税調では、意識的、無意識的問わずそういう立場、方向の方たちが少なくないと思います。税調の石会長も理解のある方だと思います。

私が辞めたときに入られた出口正之氏（国立民族学博物館

教授）は、もう顔色も眼の色も変えてがんばっておられます。彼のがんばりでいいほうに変わった点もいろいろあります。

—— 制度改革に対する助成財団の対応 ——

松方：今度の政府の考え方に対して、センターとして見解をまとめているのですが、ご覧になりましたか。

堀田：拝見しました。（p.7参照）

松方：内容についてなにかお感じになったところはございますか。

堀田：センターの見解に盛り込まれている点は、私どもの建議書、あるいはその前に民間法税調で発表した小冊子「公益法人改革 これではいいのか政府の構想」で主張いたしております考え方と一致しておりまして、やっぱり民間サイドからその活力を生かすということを考えれば、当然こういう提言になるのだ、と受け止めて心強く思っています。

松方：ありがとうございます。私どももがんばっていかねばと思っておりますが、今後制度改革の動きはどのように展開するのでしょうか。

堀田：そうですね。これからもう一度この秋に税制調査会にかける可能性がありますから、そこを見なければいけません。また立法作業に入りますから、その過程で与党との協議は当然あるでしょう。そして成案について政府与党協議という場があります。それから与党税調でこれを議論する機会があり、最後は国会にかかります。その過程の中で、私どもの民間活力を活用するような提言がさらに取り入れられるように、いろいろな段階で適切な働きかけをしなければいけないと感じています。

松方：センターとしての取り組みは？

堀田：取り組みの内容として具体的には、主張するポイントを絞って、強力に、分かりやすい理論展開をしていただくのが一番だと思います。特に金融資産について結論が出ていないので、企業の営利事業と競合しないという点を主張する、そして国会議員にもきちんと理解していただく、そこが基本となる最も大事なところだと思います。

—— わが国の助成財団の現状 ——

松方：ありがとうございました。ところでわが国の助成財団

松方理事長対談シリーズ(1)

『公益法人制度改革と助成財団』

の現状をお話ししますと、私どもの調査では助成財団というのが1,000ぐらいございます。その中で当センターの会員は230ぐらいです。この1,000の助成財団が年間500億円以上を助成していることになっております。

ご案内のとおり、長引く低金利でどの助成財団も運営が厳しくなっており、新しい分野へ助成する財団の新設や事業の拡大が非常に難しくなっている現状で、例えば市民活動など、もっともっと支えていかなければならないと思いつながら、なかなか手を出せないというような実情です。

それと、日本の財団もさらに国際的な面で諸外国との交流を深めて学んでいく必要があるのではないか、それがこのセンターの役割であると考えているのですが、先生の目からご覧になって、わが国の助成財団や助成財団センターはどのような方向に進むべきだとお考えでしょうか。

—— 助成財団・センターへのアドバイス ——

堀田：外からの目ということで、貴財団でなく、一部の財団などについて感じていることをあえて申しますと、まず企業財団のことにになりますが、企業が助成財団をつくり、いろいろな社会貢献をしていることの宣伝が足りないのではないのでしょうか。自分のところの存在価値をさらにPRしなければならないし、市民の理解を得るためにもっとお金を使っているのではないかと思います。

それから次は助成先です。日本の公益法人、特に企業財団の助成の仕方あるいは活動の仕方は、監督官庁の予算が足りない分について、言わば行政の補完のような性質の活動に、それも行政の示唆で支援するものが多いように見受けられますが、それでは市民は感謝しない、市民の心に届きません。

これは大きな問題だと思います。

これからは、行政ではやれない性質の、精神的要素の強い公益に対するニーズがどんどん出てくるわけで、そういうものをセンスよく拾い出し、具体的な活動の内容を徹底的に市民に示しながら助成してもらうということが、非常に大事だと思います。

松方：先生のおっしゃることと同意見かもしれませんが、企業財団をつくってお金を出したら、企業そのものと離れて、さらに幅広く社会全体に貢献できるようなところに眼を向け

ていく必要があると思います。そういうことですよね。

堀田：そうですね。そういう視点で進めていただくと、これは市民の心に届く。助成財団がそういう活動をしていると自然と外国も注目し、評価し、外国からも連携の申し出があるというような国際的なものにもつながっていく。そういう活動の選び方がすばらしいのがNPOです。

NPOは正直いって大した力もない、お金もない、人もないのに社会的評価が圧倒的に高い。一方、公益法人という、なにか古い行政と結びついたような印象しかないのは、やはり拾い上げる公益の性質によるのだらうと思いますね。ですから、せっかく今の時代が求めている助成事業を、厳しい企業の財政状況の中で企業の支援を得て展開されているのですから、ぜひこの新しい時代の先頭を切る活動を助成先を選んでほしい。

そうなれば、課税強化の問題などが発生したときに市民の支持が違ってくることは間違いありません。そして市民の支持が違ってくれば、政治家の支援も違ってきます。

松方：貴重なご意見をいただきました。おっしゃった点について、私どもも大いに反省すべき点は反省し、改善していかなければならないと思います。

いろいろお話を伺って私自身、大変参考になりました。また先生のお考えについて感銘を受けた次第です。

企業財団というのは、多少どうしても親企業の影響を受けながらやっている部分がありますが、助成財団センターの場合は、広く公共のためにどういうふうに関立てるかというような視点から、物事が進められると思います。

そのようなことでこれからも一生懸命進めてまいりますので、今後とも先生のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

堀田：こちらこそ、よろしくご支援、ご指導ください。

松方：本日はありがとうございました。

(文責 堀内生太郎)

新たな非営利法人に関する 課税及び寄附金税制についての基本的考え方

助成財団センターの見解

政府税制調査会の合同会議が6月17日発表した、「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(報告書)に対し、財団法人助成財団センター(以下「当センター」という)は次のとおり見解を申し述べます。

財団法人助成財団センター 理事長 ^{まつかた こう}松方 康

1.公益法人制度改革に対する助成財団センターの基本的な考え方

当センターは、今般の公益法人制度改革が民間非営利活動を奨励、育成する制度を目指すべきであるという認識のもとに、活動資金面でも積極的に優遇措置を講じるべきである、と主張してきました。

今般の報告書は、民間が担う公共の役割を重視し、新制度のもとで認められた公益性を有する非営利法人に対し、法人税については基本的に現在の公益法人に対する税制を踏襲し、さらに寄附金の優遇税制を認める方向で検討することになっております。

この点は、政府税調合同会議の意見と当事者である助成財団の意見が合致するに至った訳で、その基本的な考え方を高く評価する次第であります。

以下、報告書の内容について個別に申し述べます。

2.公益性判断基準と第三者機関

報告書では、税制の適用を「第三者機関」の判断に委ねており、「判断基準」と「第三者機関」の果たす役割はきわめて大きいものがあります。併せて報告書は、公益性判断や事後チェックを厳しくするよう、強く政府に求めています。

「判断基準」の策定に際しては実務者の意見を十分くみ取ることが強く望みます。その内容については会計基準

や形式的な運営面のガバナンスの遵守に偏ることなく、一般国民が公益活動を認識しやすいように、事業の具体的内容や活動の実態が読み取れるような情報公開の中身にも触れるべきであると考えます。

公益性を認定する第三者機関は、民間の公益活動に通じた委員のもとに、民間公益活動出身者を含む事務局によって構成されるべきです。

3.金融収益課税

基金の運用収益を活動資金源とする助成財団(財団法人)にとって、利子・配当等の金融資産収益に対する課税は死活問題です。本件は助成財団だけの問題ではなく、助成金を期待する応募者にとっても助成金の縮小につながる問題で、強く反発するところです。

報告書では金融収益課税の根拠として金銭貸付業が例示されていますが、財団法人にあっては基金の運用収益が主たる活動資金であり、これを金銭貸付業と競業関係にあるとして同列に扱うのは、財団法人の本質と助成財団の実態を全く理解していない、国際的にも例を見ない議論です。

当センターは、金融収益の課税に強く反対します。

4.収益事業等の取扱

報告書では、金融資産収益に対する課税のあり方と併せて、収益事業の範囲、軽減税率、みなし寄附金制度につ

いて、現行制度の見直しを示唆しています。

収益事業については、営利法人との競合問題があります。公益性のある非営利法人の本来(公益)事業については、たとえ外形的には同じ事業であっても、営利法人と実質的に競合関係が生じないような場合、あるいは非課税による有利な条件を販売価格等の面で営利法人と不当な格差が生じない限り、非課税とすべきであると考えます。

なお軽減税率とみなし課税については相関性があり、公益活動を促進する立場から、よりよい結論が出されることを望みます。

5.寄附金税制

寄附金税制の見直しの基本的方向については、全面的に賛意を表します。しかしながら現行の特定公益増進法人と同様に適用期間を設けることは、新制度では不適切な非営利法人には第三者機関が公益性の判断を随時取り消せることを勘案すると、期間の長短を問うまでもなく、その必要性はないと考えます。

なお相続財産の寄付に係る非課税措置等や、現物による寄付については、現行制度を見直し、公益活動を促進する立場から、よりよい結論が出されることを望みます。

地方税における寄附金税制については、各自治体の判断に委ねるとの考え

方もありますが、公益活動の成果は一時的には地域性はあっても幅広く国民に還元されるものであり、慎重に検討

されることを望みます。

6. 今後の進め方

関係省庁はこれからの税制を含む立

法作業を積極的に公開し、真に有益な非営利法人制度の制定を目指して国民の意見を問うべきであると考えます。

新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方

政府税制調査会発表の、非営利法人税制に関する報告書の概要

政府税制調査会基礎問題小委員会と非営利法人ワーキンググループの合同会議は、2005年6月17日、新しい非営利法人制度の税制のあり方について基本的な考え方を発表しました。この報告書は、「民間が担う公共」を支える税制の構築を目指すもので、「今後各方面においても、この基本的考え方について活発な議論の展開を期待したい」と結んでいます。以下報告書のあらましを、助成財団に関係する部分を中心に説明いたします。

1. 非営利法人に対する課税のあり方

非営利法人を次のとおり3分類し、それぞれに課税上の取り扱いをすることが妥当である。

①公益性を有する非営利法人；公益性判断の仕組みや事後チェックの担保措置を前提とし、「第三者機関」による公益性の認定で、法人所得課税上の取扱いは現行制度同様、基本的にすべての収益を非課税とすることが適当である。

収益事業についても現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべきである。

②共益事業を行う非営利法人；会員からの会費は、非課税とする方向で検討することが妥当である。

③非公益、非共益、非営利法人；営利法人と同等の課税とすべきである。

なお、公益性判断の変更があった場合等の取扱いは、優遇策を取り消すとともに、優遇措置によって蓄積された財産に対し一定の課税を行うといった何らかの税制上の措置を講じるべきである。

また地方法人課税については、公益性を有する非営利法人は原則、法人税と同様の取扱いとすべきであり、それ以外の非営利法人は営利法人との均衡等を考慮し課税することが適当である。

2. 公益法人に共通する課税上の問題点

(1) 収益事業課税方式（範囲の拡大）

公益法人等が行っている事業の実態

を調査し、収益事業の範囲を根本的に洗い直すべきである。これに関連して課税対象を個別列挙せず、包括的に定めようとして一定のものを除外するという考え方もあり、その制度的可能性について検討することも今後の課題となろう。

(2) 軽減税率及びみなし寄附金制度

現行の軽減税率（22%）と営利法人の基本税率（30%）との格差を縮小し、営利法人と同等の税率とすることを目指すべきである。

みなし寄附金制度は、公益法人等に係る軽減税率のあり方と合わせて、今後さらに検討を進めるべきである。

(3) 利子・配当等の金融資産収益に対する課税

金融資産収益は、金融貸付業と同様、一定の税負担を求めるべきとの考え方と公益活動を支える不可欠な財源であり、政策的な配慮が引き続き必要という考え方がある。こうした考え方やその実態を十分に踏まえ、適切な課税のあり方の検討を進めていく必要がある。

3. 寄附金税制のあり方

「民間の担う公共」の領域の役割が重要になっている今日、その主たる担い手が公益的な非営利法人であり、その活動を資金面で支えるのが寄附金であり、寄附文化を育んでいくために寄附金税制について従来の考え方を抜本的に見直し、より一層その充実を図る方向を目指すべきである。

(1) 国税における寄附金税制

〔寄附金優遇の対象法人の範囲等〕

特定公益増進法人制度を見直し、第三者機関が公益性を認めた非営利法人を寄附金優遇の対象法人とするとともに、当該法人が行う公益的事業を寄附金優遇の対象事業とすることが合理的である。

なお適用期間については、現行の2年よりも長めに設定する方向で検討することが妥当である。

〔寄附金控除等〕

①所得税における寄附金控除；寄附金控除率30%の拡充と、現行1万円の控除適用下限額のあり方を検討する必要がある。

②法人税における寄附金の損金算入限度額；公益目的の寄附金の算入限度額を拡充し、一般寄附金は縮小する方向で検討する必要がある。

③相続財産の寄付に係る非課税措置等；相続財産からの寄附は、「第三者機関」の判断で非課税とするように見直すべきである。

(2) 地方税（個人住民税）における寄附金税制

地方税における寄附金税制については、基本的に条例などにより、地方公共団体によって独自に構築されるべきである。

資産運用の強化で事業の活性化

道を拓く

— みずほ国際交流奨学財団・前専務理事山本盛明氏に聞く —

(財)みずほ国際交流奨学財団は1991年3月、当時の富士銀行創立110周年記念事業の一環として、富士銀行国際交流奨学財団の名称で設立され、その後2002年10月に現在の名称に変更しました。事業内容は在日の外国人留学生に対する奨学金の支給と生活指導・助言活動、将来の国際交流を担う若手の人材育成の支援です。

山本氏は就任早々資産運用の強化を図り、金利低下の影響を受けて休止中の事業を復活しただけでなく、さらに新たに資金運用益を原資として1億円の基金を造成して、このたび退任されることになりました。



やまもと もりあき
山本盛明氏

Q：財団に就任されるまでの経歴を教えてください

A：私は財団設立後8年目の1999年にここにきましたが、それまで、富士銀行の中でいろいろな職務を経験しました。国内の支店長も務めました。国際金融部門にも在籍し、海外駐在も経験するほか、証券会社にも勤務しています。

銀行に勤めたからといってあらゆる金融業務に精通するわけではありません。銀行マンとしても珍しい私のこのような経歴が、財団にきて非常に役に立つことになりました。

Q：助成財団にこられて最初に取り組んだこと

A：私がここに就任したときは年間収入が2,000万円しかなく、資金不足で2つの事業のうち、国際交流を担う人材育成事業は棚上げされていました。私は就任早々、資金運用の強化による収入の増加に着手しました。

私自身証券会社で証券アナリストの資格も取り、営業も担当し、公益法人関係も訪問していましたので、財団にきて私がお客様となり、主客転倒することになりました。

Q：資産運用強化の取り組みの内容を教えてください

A：私が就任するまでの基本財産は、15億円のうち14億円が抵当証券になっていました。私は休止中の事業を復活させるためには最低でも2.3%の利回りが必要だと考え、15億円の基本財産のうち、5億円を国内の金融商品よりも有利な仕組み債、残りの10億円を社債で運用することにしました。

仕組み債についてはリスクを伴いますので、慎重に対応する必要があります。具体的には、元本が円で保証される円ドルのリバースデュアル債としました。またコールオプション付に限定して、コールがかかりやすい条件のものを拾っていました。米ドル以外にユーロとか豪ドルなどの仕組み債もありますが、あれこれ手を広げても目が行き届かないので、米ドルに限定しました。

社債で運用する10億円については、私が証券会社に勤めていた経験を生かして、格付がAマイナス以上のストレートボンドを物色しました。当時、格付けはやや低目でしたが、かなり有利なものもあり、幸いにもキャピタルゲインを得ることもできました。

このように資産運用に努めた結果、私の在任中に休止していた事業を完全復活し、退任に際しては新たに1億円の基金を造設することができ、安心して後任に引き継ぐことができました。

Q：復活した国際交流事業

A：正確には「国際交流を担うべき人材育成にかかわる助成」事業で、2001年度は福岡YMCAと日韓親善少年サッカー交流大会を企画、共催しました。2001、2002年度は東京国際交流財団とアジアスタディツアーを共催しましたが、同財団の解散に伴い、2003年度は自ら事業主催者として中国スタディツアーを举行、2004年度は神奈川県国際交流協会と共催し、本年3月1日から9日にかけて、神奈川県内に在住・在学、在勤する青少年（主として大学生）15名が参加する、カンボジアスタディツアーなどを実施いたしました。

現地の人々や協力事業に係る人々を通じて学ぶことにより、将来的に国際協力、国際平和活動に積極的に取り組む人材、自ら行動を起こすことの人材の育成に貢献することと大いに期待しています。

Q：公益法人制度改革について

A：公益法人の資産運用について、「指導監督基準」の問題点が指摘されていました。現行指導監督基準の中には時代錯誤的な基準も一部見受けられますが、大方は、その内容はきわめて当然で正しいことを、設立に関する許可主義から準則主義に変更される時流の中では、改めて認識しなければならんと思います。したがって制度改革で資産運用が自由になり有利になる、と単純に考えるのは間違いだと思います。従来の指導監督基準が抜け落ちた分は、自ら当を得た資産運用規程を策定し分散投資を鉄則とした「自己責任での運用」のマインドを確立しなければなりません。

Q：資産運用担当者へのアドバイス

A：資産運用はプロの世界であり、生半可な知識では通用しません。証券会社のアドバイスも、所詮自社に有利な商品売り込むための情報提供の場合もありうるのではないのでしょうか。したがって客観的な立場から助言できる、専門知識を有するコンサルタントが必要だと思います。

私は金融に関するいろいろな部門を経験し、資格も取得しました。財団退任後しばらくは企業に席を置きますが、いずれこれまでの経験を生かして、ボランティアのような形で、財団の資産運用のアドバイスをしたいとも考えています。その節はお気軽にお声をおかけください。

山本盛明氏のメールアドレス：y.morichan@jcom.home.ne.jp

(インタビュー 堀内生太郎)

資産総額上位100財団(2003年度—2004年度の調査から)

(単位:千円)

2003	財 団 名	資産総額	2003	財 団 名	資産総額
1	笹川平和財団	81,419,945	51	ベターホーム協会	5,842,798
2	日本国際教育支援協会	77,205,239	52	テレコム先端技術研究支援センター	5,742,540
3	稲盛財団	64,444,000	53	兵庫県国際交流協会	5,680,341
4	平和中島財団	52,287,830	54	国際科学技術財団	5,648,977
5	微生物化学研究会	39,330,011	55	ソルト・サイエンス研究財団	5,617,875
6	交通遺児育英会	35,512,775	56	漁船海難遺児育英会	5,594,127
7	トヨタ財団	29,782,011	57	ヤマト福祉財団	5,579,098
8	河川環境管理財団	28,599,983	58	笹川スポーツ財団	5,561,783
9	田口福寿会	20,379,070	59	ひょうご科学技術協会	5,556,516
10	電通育英会	20,154,355	60	江副育英会	5,539,129
11	住友財団	19,957,250	61	アフィニス文化財団	5,408,079
12	三菱財団	19,773,898	62	清水基金	5,284,911
13	車両競技公益資金記念財団	19,287,011	63	三重県産業支援センター	5,275,401
14	石橋財団	17,178,685	64	富山県新世紀産業機構	5,196,558
15	吉田秀雄記念事業財団	14,611,681	65	古岡奨学会	5,032,896
16	放送文化基金	13,517,664	66	国際コミュニケーション基金	4,959,452
17	旭硝子財団	11,873,271	67	長寿科学振興財団	4,931,939
18	ニッセイ財団(財団法人日本生命財団)	11,721,699	68	大阪府育英会	4,876,133
19	吉田育英会	10,745,495	69	神奈川科学技術アカデミー	4,831,211
20	電気通信普及財団	10,409,167	70	国土地理協会	4,814,911
21	国際花と緑の博覧会記念協会	10,369,646	71	大阪府国際交流財団	4,679,081
22	木下記念事業団	10,091,854	72	長崎県育英会	4,674,046
23	兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティアプラザ(ひょうごボランティア基金)	10,041,287	73	キリン福祉財団	4,670,456
24	飯島記念食品科学振興財団	10,035,316	74	住宅総合研究財団	4,523,564
25	日本国際協力財団	9,994,515	75	松下国際財団	4,415,444
26	セゾン文化財団	9,651,734	76	伊藤忠記念財団	4,374,170
27	飯塚毅育英会	9,435,092	77	犯罪被害救援基金	4,371,070
28	しずおか産業創造機構	9,101,194	78	船井情報科学振興財団	4,348,900
29	三菱信託山室記念奨学財団	9,014,680	79	角川文化振興財団	4,337,541
30	日本証券奨学財団	8,315,870	80	井上科学振興財団	4,319,715
31	ロータリー・米山記念奨学会	8,139,367	81	東電記念科学技術研究所	4,266,040
32	村田学術振興財団	7,940,829	82	庭野平和財団	4,133,388
33	沖縄県国際交流・人材育成財団	7,645,077	83	大幸財団	4,048,330
34	小原白梅育英基金	7,628,594	84	千里ライフサイエンス振興財団	4,001,962
35	小山台	7,582,000	85	ヤマハ音楽振興会	3,941,096
36	くまもとテクノ産業財団	7,570,762	86	在宅医療助成 勇美記念財団	3,927,282
37	材料科学技術振興財団	7,502,635	87	松前国際友好財団	3,914,083
38	中央競馬馬主社会福祉財団	7,380,196	88	ローム ミュージックファンデーション	3,879,879
39	武田科学振興財団	6,966,766	89	サトー国際奨学財団	3,819,818
40	医科学応用研究財団	6,798,594	90	野村国際文化財団	3,816,654
41	石田財団	6,490,250	91	しまね長寿社会振興財団	3,816,594
42	上原記念生命科学財団	6,461,156	92	前川報恩会	3,752,208
43	日産科学振興財団	6,427,154	93	福岡県産業・科学技術振興財団	3,715,464
44	トラスト60	6,190,787	94	中内力コンベンション振興財団	3,696,624
45	伊藤記念財団	6,154,679	95	兵庫県まちづくり技術センター	3,692,474
46	新技術開発財団	6,093,893	96	太平洋人材交流センター	3,685,776
47	日本建設情報総合センター	5,951,897	97	笹川記念保健協力財団	3,505,960
48	大川情報通信基金	5,870,290	98	樫山奨学財団	3,487,697
49	実吉奨学会	5,858,084	99	霞山会	3,478,371
50	六行会	5,843,154	100	スズキ財団	3,426,990
			合計		1,058,433,744

年間助成額上位100財団(2003年度-2004年度の調査から)

(単位:千円)

2003	財 団 名	年間助成額	2003	財 団 名	年間助成額
1	大阪府育英会	9,182,082	51	飯島記念食品科学振興財団	130,800
2	中央競馬馬主社会福祉財団	1,808,580	52	長陵医学振興会	129,570
3	ロータリー米山記念奨学会	1,703,440	53	大阪癌研究会	129,345
4	車両競技公益資金記念財団	1,420,980	54	清水基金	129,000
5	交通遺児育英会	1,146,520	55	広げよう愛の輪運動基金	127,361
6	上原記念生命科学財団	1,068,300	56	日本糖尿病財団	125,103
7	日本腎臓財団	995,096	57	三重県産業支援センター	123,987
8	京都府医学振興会	830,916	58	富山県新世紀産業機構	123,820
9	長寿科学振興財団	799,385	59	本庄国際奨学財団	122,280
10	鹿児島県育英財団	681,965	60	内藤記念科学振興財団	120,243
11	平和中島財団	673,194	61	社会安全研究財団	118,971
12	交流協会	646,583	62	セコム科学技術振興財団	118,800
13	河川環境管理財団	500,000	63	井上科学振興財団	118,600
14	長崎県育英会	482,928	64	双葉電子記念財団	117,852
15	臨床研究奨励基金	457,279	65	北陸瓦斯奨学会	117,130
16	三菱財団	454,700	66	けんしん育英会	115,213
17	日本ワックスマン財団	421,110	67	漁船海難遺児育英会	114,595
18	武田科学振興財団	419,337	68	先進医薬研究振興財団	111,700
19	トヨタ財団	411,187	69	しまね長寿社会振興財団	107,672
20	笹川記念保健協力財団	392,025	70	サントリー文化財団	107,650
21	沖縄県国際交流・人材育成財団	390,661	71	石橋財団	107,129
22	朝鮮奨学会	365,030	72	青葉工科学振興会	105,644
23	旭硝子財団	354,500	73	笹川医学医療研究財団	105,000
24	喫煙科学研究財団	351,972	74	日米教育交流振興財団(フルブライト記念財団)	102,000
25	住友財団	345,029	75	檜山奨学財団	101,768
26	笹川平和財団	337,000	76	国際科学技術財団	100,000
27	日本国際教育支援協会	317,815	77	丸紅基金	100,000
28	日中医学協会	317,676	78	山岡育英会	99,937
29	ニッセイ財団(財団法人 日本生命財団)	314,724	79	日本心臓財団	99,900
30	吉田育英会	259,786	80	日立国際奨学財団	99,798
31	中島記念国際交流財団	245,876	81	岩國育英財団	97,302
32	実吉奨学会	241,152	82	兵庫県国際交流協会	96,949
33	国際協力医学研究振興財団	240,081	83	三共生命科学振興財団	95,911
34	日本科学協会	233,871	84	東京メノック協会(通称:メイスン財団)	94,108
35	福岡県産業・科学技術振興財団	231,001	85	日母おぎゃー献金基金	92,515
36	しずおか産業創造機構	227,000	86	古岡奨学会	91,396
37	稲盛財団	200,000	87	横浜市社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター)	90,895
38	田口福寿会	199,858	88	松下国際財団	90,252
39	電通育英会	194,800	89	日産科学振興財団	89,850
40	笹川スポーツ財団	189,717	90	病態代謝研究会	89,000
41	ファイザーヘルスリサーチ振興財団	182,560	91	旭硝子奨学会	88,920
42	日本証券奨学財団	180,017	92	ローム ミュージックファンデーション	87,860
43	電気通信普及財団	177,674	93	日本美術協会	87,400
44	三菱信託山室記念奨学財団	173,060	94	東芝国際交流財団	86,132
45	野村国際文化財団	172,837	95	東北産業活性化センター	85,430
46	小原白梅育英基金	172,150	96	放送文化基金	85,200
47	東レ科学振興会	158,300	97	都市緑化基金	85,090
48	新技術開発財団	153,350	98	国際コミュニケーション基金	84,600
49	日本船員奨学会	140,372	99	ヤマト福祉財団	82,777
50	兵庫県まちづくり技術センター	135,729	100	ソルト・サイエンス研究財団	82,100
			合計		36,913,760



I N F O R M A T I O N

助成財団センターでは、1987年以来毎年助成団体データベース調査を行い、その結果をセンターのホームページや隔年発行の出版物『助成団体要覧』などで公開しています。本紙JFC VIEWSでは、そのうち資産総額上位100財団と年間助成金総額上位100財団の2つのランキングを毎年掲載しています。今回は、昨年の調査による2003年度の会計データによるランキングです。昨年の調査に回答した1,051団体のうち、財団法人・社団法人・社会福祉法人の2003年度会計で資産総額の記載があり、かつ年間助成金額が500万円以上の団体で、638団体を対象としています。

今回、統計の母集団が前年度の652団体から638団体へと減少しています。これについて、昨年度対象になっていた団体で、本年度対象からはずれた団体は62団体あり、このうち2004年度調査に未回答のものが30団体（うち4団体は解散、2団体は助成プログラムを休止）、回答はあったものの助成金額が500万円に満たなかったものが32団体という内訳でした。

反対に前回対象にならずに今回対象となった団体は48団体で、うち新規に回答があった団体が21団体、前年500万円未満であったが、今回500万円以上になった団体が6団体、その他前年未回答などが21団体でした。2004年調査では対象からはずれた団体のうち過半数は助成金額が減ったためであり、前回対象外であった団体のうち、今回助成金額が増えたことにより対象となった団体はわずか6団体でした。このことから2003年度会計の時点では、なお助成団体の助成金額は減少傾向にあるといえます。また、2003年度と2002年度の双方に対象となっている団体は、590団体ですが、これらの助成金額の合計は、2002年度482億円、2003年度479億円となっていて、ここでも若干ですが助成金額が減少しています。

ここ最近では景気が回復傾向であるといわれていますが、これが助成活動に寄与するかどうかは、引き続きデータを取っていかねばなりません。現在、助成団体データベースの調査中です。まだ返送していない場合は、是非、ご協力ください。

（湯瀬秀行）

編集後記

本号より、松方新理事長の対談を連載する。その第1回目として、目前に迫った公益法人制度改革について、わが国を代表するオピニオンリーダーのおひとりと活躍されている、弁護士にして財団法人さわか福社財団理事長の堀田力氏にご登場いただき、読みごたえのある内容を提供することができた。

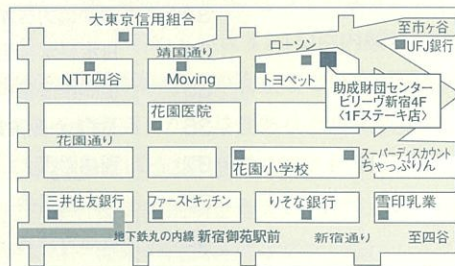
対談の中でも触れられているが、税制調査会の基礎問題小委員会と非営利法人課税ワーキンググループの合同会議で作成された、非営利法人の税制に関する「報告書」の中で注目されるのは、特定公益増進法人並みの寄附金税制を、公益性を有すると認められるすべての非営利法人に認めるという考え方が示されたことである。

今後この考え方が実現するには、なお紆余曲折が予想されるが、考えてみると、わが国のNPOに関する諸制度は地震によって制度が充実していく傾向にあるようだ。NPO法人の誕生は阪神・淡路大地震が産婆役を務めたが、今回の報告書の寄附金税制に関する部分は、昨年末のスマトラ島沖大地震で大きく報道された国別民間寄附金額の比較が、強力な援護射撃となっているのではなかろうか。

「NPOの地震頼り」といわれないように、堀田氏が指摘しているところであるが、助成財団の活動が広く国民に理解されるように努める必要を痛感している。

本号は記事の関係で発行時期を1か月遅らせていただき、8月発行とした。

（堀内生太郎）



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前の四谷客の出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

JFC Views No.52 Aug. 2005

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2005年8月20日
編集・発行人 堀内生太郎

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp